## 介護保険住宅改修費受領委任払取扱確約書

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 殿

届出者	所	在	地	
	事業者名称			
		(II)		

介護保険住宅改修費受領委任払の取扱いに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

記

- 1 住宅改修の提供に関しては、関係法令及び一関地区広域行政組合介護保険住宅改修費等受領委任払 実施要綱(以下「要綱」という。)等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うにあたっては、一関地区広域行政組合(以下「組合」という。)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、有効期間等を確認し、要綱に基づく介護保険住宅改修の受領委任払(以下「受領委任払」という。)が利用可能であるかを確認すること。また、当該被保険者の過去の住宅改修の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払の利用を拒まないこと。
- 6 被保険者が次の事項に該当する場合は、遅滞なくその旨を組合に通知すること。
  - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 正当な理由なく、住宅改修を行うに当たって必要な手続等に関し協力しないとき。
- 7 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収書を発行すること。
- 8 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について管理者から指導を受けたときは、 直ちにこれに従うこと。
- 9 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 10 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、当事業所の職員であった者に、 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 11 受領委任払取扱事業者の登録の内容に変更があったとき、住宅改修の事業を休止し、再開し、若しくは廃止するとき、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書により、その旨を管理者に届け出ること。